

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第41号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) <u>職務の級が1級から5級までである者</u> 1,000分の978</p> <p>(2) <u>職務の級が6級から9級までである者</u> 1,000分の949</p> <p>別表第2 公安職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り</p>	<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) <u>職務の級が1級又は2級である者</u> 1,000分の994</p> <p>(2) <u>職務の級が3級から5級までである者</u> 1,000分の959</p> <p>(3) <u>職務の級が6級から9級までである者</u> 1,000分の931</p> <p>別表第2 公安職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたとき</p>

捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級が1級から6級までである者  
1,000分の978
- (2) 職務の級が7級から9級までである者  
1,000分の949

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額)にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級が1級から特2級までである者  
1,000分の978
- (2) 職務の級が3級又は4級である者  
1,000分の949

イ 教育職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる

は、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級が1級から3級までである者  
1,000分の994
- (2) 職務の級が4級から6級までである者  
1,000分の959
- (3) 職務の級が7級から9級までである者  
1,000分の931

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額)にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級及び号給が1級1号給から2級24号給まで(再任用職員にあつては、職務の級が1級)である者 1,000分の994
- (2) 職務の級及び号給が2級25号給から特2級109号給まで(再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級)である者 1,000分の959
- (3) 職務の級が3級又は4級である者  
1,000分の931

イ 教育職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に

者の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級から特2級までである者  
1,000分の978
- (2) 職務の級が3級又は4級である者  
1,000分の949

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級から3級までである者  
1,000分の978
- (2) 職務の級が4級又は5級である者  
1,000分の949

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級及び号給が1級1号給から2級36号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が1級）である者 1,000分の994
- (2) 職務の級及び号給が2級37号給から特2級109号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級）である者 1,000分の959
- (3) 職務の級が3級又は4級である者  
1,000分の931

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級である者 1,000分の994
- (2) 職務の級が2級又は3級である者  
1,000分の959
- (3) 職務の級が4級又は5級である者  
1,000分の931

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の984（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

イ 医療職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から5級までである者  
1,000分の978

(2) 職務の級が6級又は7級である者  
1,000分の949

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれ

ア 医療職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級13号給以上若しくは2級以上であるもの又は再任用職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

イ 医療職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が1級又は2級）である者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級まで）である者 1,000分の959

(3) 職務の級が6級又は7級である者  
1,000分の931

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額

それに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級から5級までである者  
1,000分の978
- (2) 職務の級が6級又は7級である者  
1,000分の949

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級から4級までである者  
1,000分の978
- (2) 職務の級が5級である者 1,000分の949

にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が1級又は2級）である者 1,000分の994
- (2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級まで）である者 1,000分の959
- (3) 職務の級が6級又は7級である者  
1,000分の931

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級又は2級である者  
1,000分の994
- (2) 職務の級が3級又は4級である者  
1,000分の959
- (3) 職務の級が5級である者 1,000分の931

備考 改正部分は、下線の部分である。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。)を適用する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>3～7 略</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の959</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の959</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。)を適用する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>3～7 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の959</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>

2～6 略	2～6 略
-------	-------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(次の各号に掲げる職員にあっては、当該給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額))に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、<u>平成24年3月31日まで</u>の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、<u>平成24年3月31日までの間</u>、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>3 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、<u>平成24年3月31日までの間</u>、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>第8条～第18条 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(次の各号に掲げる職員にあっては、当該給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額))に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>3 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>第8条～第18条 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受ける職員で、<u>前3項の規定により定められる切替日における給料月額</u>（以下この項において「新給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料の月額（同日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項から第17項まで若しくは第21項から第23項まで又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条第1項から第3項までの規定の適用を受けていた者にあつては、<u>これらの規定の適用がなかったとした場合の額</u>。以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額（職務の級が1級である職員にあつては、<u>当該額に1,000分の978を乗じて得た額</u>（第1号に該当する職員にあつては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）。以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>6及び7 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 <u>前3項の規定の適用を受ける職員</u>（切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受ける<u>ものに限る。</u>）で、<u>これらの規定により定められる切替日における給料月額</u>（以下この項において「新給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料の月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項から第17項まで又は第21項から第23項までの規定の適用を受けていた者にあつては、<u>当該各項の規定の適用がなかったとした場合の額</u>。以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額に1,000分の994を乗じて得た額（第1号に該当する職員にあつては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>6及び7 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。



(経過措置)

- 2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級及び号給が2級74号給から125号給までであるもの（以下「特定職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）でその職務の級及び号給が特定職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものに対する第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）別表第1から別表第6まで及び第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「新平成23年改正条例」という。）附則第5項の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与条例別表第1から別表第6までの備考2及び新平成23年改正条例附則第5項の規定中「1,000分の978」とあるのは、「1,000分の986」とする。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち次のいずれかに該当する職員であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額（行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級又は2級であるもの（以下「行政職2級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の級及び号給が行政職2級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該職員が同日において受けていた給料の月額を勘案して人事委員会規則で定める額）に達しないこととなるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
  - (1) 施行日の前日において第4条の規定による改正前の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（以下「旧平成18年改正条例」という。）附則第7条第1項から第3項までの規定の適用を受けていた職員
  - (2) 施行日の前日において第5条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項本文の規定の適用を受けていた職員であつて、同項に規定する切替日の前日において旧平成18年改正条例附則第7条第1項から第3項までの規定の適用を受けていたもの
- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日までの間、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日までの間、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項に規定する職員のうち、その者が平成25年3月31日において受ける給料の月額と同年4月1日において受けることとなる給料の月額を比較して任命権者が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、同日から平成26年3月31日までの間の給料月額について必要な調整を行うことができる。
- 7 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に関する新給与条例第16条の4第5項（新給与条例第16条の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新給与条例第16条の4第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第41号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(人事委員会への委任)
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。